

第 編 直 接 國 稅 編

2	申 告 所 得 稅
3	源 泉 所 得 稅
4	法 人 稅
5	相 續 稅
6	贈 與 稅

2 申告所得税

統計表を見る方のために

- 1 この章は、平成15年1月1日から平成15年12月31日までの間の所得について、平成16年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された者(以下「申告納税者」という。)の課税の事績を調査、集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない者及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告等を要しない者は、調査の対象から除かれている。
- 2 各所得者の定義は次のとおりである。

申告納税者	事業所得者	営業等所得者	事業所得のうち、営業等から生ずる所得が最も大きい者をいう(農業所得者を除く。)
	〔事業所得だけを有する者及び事業所得の金額が他の所得金額より大きい者〕	農業所得者	事業所得のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
		その他所得者	事業所得者以外の者をいう。

3 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目								調査方法
		人員	所得金額	所得控除	課税所得	算出税額	税額控除	源泉徴収税額	申告納税額	
2-1 課税状況	申告及び処理の区分 所得階級 所得の種類									全数調査 全数調査 全数調査 全数調査
2-2 所得階級別人員										
2-3 所得種類別人員 及び所得金額										
2-4 青色申告状況										

4 申告所得税の税率等(平成15年分)

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から 3,299,000円まで	10%	0円
3,300,000円から 8,999,000円まで	20%	330,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	30%	1,230,000円
18,000,000円以上	37%	2,490,000円

(注) この表は、課税所得金額又は課税退職所得金額に対する税額を求めるものである。

例えば、「課税される所得金額」が650万円の場合には、求める税額は次のようになる。

$$6,500,000円 \times 20\% - 330,000円 = \underline{970,000円}$$

5 申告所得税の主な諸控除<平成15年分>

(1) 所得控除

- イ 基礎控除 380,000円
 - ロ 配偶者控除 380,000円
 - 老人控除対象配偶者 480,000円
 - 同居特別障害者である控除対象配偶者 730,000円
 - 同居特別障害者である老人控除対象配偶者 ... 830,000円
 - ハ 配偶者特別控除 最高額 380,000円
- 合計所得金額1,000万円以下の者について適用する。

配偶者に所得がある場合には、次により調整を行う。

- (イ) 控除対象配偶者の場合
 - その配偶者の合計所得金額が5万円未満 380,000円
 - その配偶者の合計所得金額が5万円以上 380,000円 - 合計所得金額(5万円の整数倍の金額とし、5万円未満の端数は切り捨てる。)
- (ロ) 控除対象配偶者以外の配偶者の場合
 - その配偶者の合計所得金額が40万円未満 380,000円
 - その配偶者の合計所得金額が40万円以上75万円未満... 380,000万円 - (合計所得金額(5万円の整数倍の金額とし、5万円未満の端数は切り捨てる。)) - 380,000万円)
 - その配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満... 30,000円

- ニ 扶養控除 380,000円
- 特定扶養親族(16才~22才) 630,000円
- 老人扶養親族
 - 同居老親等 580,000円
 - 同居老親等以外の者 480,000円
 - 同居特別障害者である扶養親族 730,000円
 - 特定扶養親族 980,000円
 - 同居老親等以外の老人扶養親族 ... 830,000円
 - 同居老親等 930,000円

ホ 雑損控除 災害等の損失額で総所得金額等の合計額の10%を超える金額と災害関連支出の金額で5万円を超える金額とのいずれか多い方の金額

ヘ 医療費控除 ... 支払った医療費の額(保険金などで補てんされる金額を除く)から10万円と総所得金額等の合計額の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額(最高限度額200万円)

ト 生命保険料控除 ... 支払った生命保険料・個人年金保険料のうち一般の保険料部分(最高5万円)と個人年金保険料部分(最高5万円)を合計した金額

一般の保険料部分、個人年金保険料部分とも次の区分により計算した金額

- (イ) 支払保険料25,000万円以下の場合 全額
- (ロ) 支払保険料25,000円を超え50,000円以下の場合
支払保険料 × 1/2 に 12,500円を加えた金額
- (ハ) 支払保険料50,000円を超える場合
支払保険料 × 1/4 に 25,000円を加えた金額

チ 社会保険料控除 ... 支払った又は給与等から控除される社会保険料の合計額

リ 損害保険料控除 支払った損害保険料を次の区分により計算した金額

- (イ) 長期保険料のみの場合(最高15,000円)
10,000円以下は全額。10,000円超は、支払保険料 × 1/2 に 5,000円を加えた金額
- (ロ) 短期保険料のみの場合(最高3,000円)
2,000円以下は全額。2,000円超は、支払保険料 × 1/2 に 1,000円を加えた金額
- (ハ) (イ)と(ロ)がある場合
(イ)と(ロ)の合計で最高限度額15,000円

ヌ 小規模企業共済等掛金控除 支払った小規模企業共済掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の金額

- ル 老年者控除(65歳以上の者で合計所得金額が1,000万円以下の者) 500,000円
- ヲ 障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 270,000円
- 特別障害者の場合 400,000円
- 特定の寡婦の場合 350,000円

ワ 寄付金控除 特定の寄付金の額(総所得金額等の合計額25%を限度)のうち、10,000円を超える部分の金額

(2) 税額控除

イ 配当控除 原則として、利益の配当等に係る配当所得の金額の10%と、私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額の5%との合計額(課税総所得金額が1,000万円を超える場合、その超える金額に対応する配当は、は5%、は2.5%)。ただし、源泉分離課税を選択した配当所得等は、配当控除の対象とならない。

ロ 外国税額控除 次の算式により計算した金額

$$\text{所得税の額} \times \frac{\text{国外所得総額}}{\text{所得総額}} = \text{控除限度額}$$

ハ 住宅借入金等特別控除 一定の要件に当てはまる家屋を新築、購入又は増改築等をして、6ヵ月以内に居住の用に供した場合で、その取得資金等に係る借入金等があるなど一定の要件を満たすときに次の算式により求めた金額をその年分の所得税から控除する。

居住の用に供した日	各年分の控除額	床面積要件	所得要件
平11.1.1 }	通常の計算方法 入居1年目から6年目 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕 (最高5,000万円) × 1% (最高50万円)	50 m ² 以上	3,000万円以下
	入居7年目から11年目 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕 (最高5,000万円) × 0.75% (最高37万5千円)		
	入居12年目から15年目 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕 (最高5,000万円) × 0.5% (最高25万円)		
平13.6.30 }	全期間(10年間) 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕 (最高5,000万円) × 1% (最高50万円)		
平13.7.1 }			
平15.12.31			